

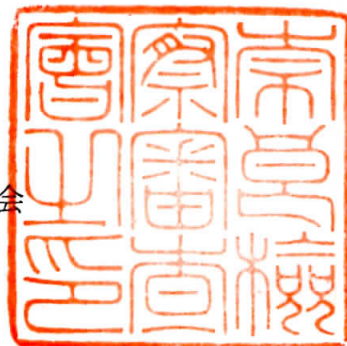


令和6年9月27日

審査申立代理人

弁護士 [REDACTED] 様

奈良検察審査会



議決結果について（通知）

令和6年4月1日に審査申立てがありました被疑者 [REDACTED] に対する背任被疑事件について、当検察審査会は9月25日に議決したので、その要旨を別添のとおり送付します。

なお、審査申立人及び審査申立代理人 [REDACTED] 弁護士には通知をしておりませんので、貴職から通知していただきますようお願いいたします。

令和6年奈良検察審査会審査事件（申立）第3号

申立書記載罪名 背任

検察官裁定罪名 背任

議決年月日 令和6年9月25日

議決の要旨

審査申立人

池田忠春

審査申立代理人弁護士

被疑者

不起訴処分をした検察官

奈良地方検察庁 検察官検事 三輪能尚

上記被疑者に対する背任被疑事件（奈良地検令和5年検第383号）につき、令和5年3月31日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議決の趣旨

本件不起訴処分は相当である。

議決の理由

本件不起訴記録並びに審査申立書及び審査申立人が提出した資料を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠がないので、上記趣旨のとおり議決する。

しかしながら、記録上の事実関係を確認したところ、一般市民の感覚からすれば、被疑者だけでなく組織的に実態を把握することなく従来と同様の事務が行わ

れてきたことも一因と考えられ、これは、当檢察審査会として是認するものではなく、本件を機に綱紀肅正を図り、事務を見直すなどして組織全体として旧態依然とした体質からの脱却をすべきであることを付言する。

令和6年9月25日

奈良檢察審査会

